

別添 4

令和 7 年度  
「体育・スポーツ施設に関する調査研究」

仕 様 書

令 和 7 年 5 月 1 9 日  
スポーツ庁参事官（地域振興担当）付

## 1 委託事業名

令和7年度「体育・スポーツ施設に関する調査研究」

## 2 事業の目的

体育・スポーツの振興に資するため我が国における体育・スポーツ施設の設置者別現在数や施設の開放状況等を明らかにし、今後のスポーツ振興施策の企画・立案に必要な基礎データを得るため、前年度に実施した体育・スポーツ施設現況調査をとりまとめ、確報値の集計を行う。

## 3 成果物

- (1) 調査結果の概要（速報値）
- (2) 調査結果の概要（確報値）
- (3) 打合せの議事録
- (4) 政府統計の総合窓口（e-Stat）掲載用データ
- (5) 調査票の検票一覧表およびエラー値等をデータクレンジングした後のロードデータ（確報値）
- (6) 体育・スポーツ施設現況調査報告書
- (7) 調査結果を踏まえた分析・評価報告書

## 4 委託契約期間

委託契約締結日～令和8年3月25日（水）

## 5 納入期限

- (1) 社会教育調査速報値公表後すみやか（令和7年9月頃を想定）
- (2) 社会教育調査確報値公表後すみやか（令和8年3月頃を想定）
- (3) 各打合せ終了後5労働日以内
- (4)～(7) 令和8年3月25日

## 6 納入場所

東京都千代田区霞が関3-2-2  
スポーツ庁参事官（地域振興担当）付 施設企画係  
メールアドレス:stiiki@mext.go.jp

## 7 著作権の扱い

本事業における成果物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、スポーツ庁に帰属するものとする。既に受託者が保有しているドキュメント等の著作権は引き続き同社に帰属するものとする。また、著作権がスポーツ庁に帰属するものについては、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

## 8 委託事業の内容

次の（1）～（4）の事業を行う。なお、前年度事業で行った調査の規模及び

内容は、過年度に実施したものと同等であるため、以下で示す資料を参考すること。

(参考)

体育・スポーツ施設現況調査結果の概要（過年度）<スポーツ庁ホームページ>  
[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/toukei/chousa04/shisetsu/kekka/1368165.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/toukei/chousa04/shisetsu/kekka/1368165.htm)

体育・スポーツ施設現況調査（過年度）<e-Stat 政府統計の総合窓口ホームページ>

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00402101&tstat=000001088795&cycle=0&tclass1=000001204461&tclass2val=0>

(1) 調査票の検票およびデータクレンジングの実施

- ・前年度事業で提出のあった調査票（報告者からExcelファイルで直接提出されたものを含む）の検票ならびにローデータのデータクレンジングを行うこと。
- ・調査票の検票に当たっては、必要に応じて逐次記録し、修正箇所と修正内容が分かる一覧表（以下「検票レポート」）を作成すること。
- ・データクレンジングに当たっては、次の事項について必ず実施すること。

時系列審査

過去の数値と比較して、増減数、増減率を確認し、著しい増減が生じていないか等、特異な傾向を示していないかを審査する。

昨今の社会経済情勢等からみた妥当性のチェック

妥当な内容となっているか審査する。

- ・ローデータは、調査票ごとにExcelファイル「xlsx」形式で作成すること。

(2) 調査結果のとりまとめ

①速報値の集計、概要の作成

- ・調査結果を、学校体育・スポーツ施設、大学・短期大学・高等専門学校体育施設ごとに集計すること。また、調査結果の概要をまとめ、図・表を用いながら、社会教育調査速報値公表後すみやかにスポーツ庁ホームページに公開（令和7年9月頃を想定）する資料（報道発表資料含む）を作成すること。

②確報値の集計、概要の作成

- ・社会教育調査の二次利用データも使い、調査結果を、学校体育・スポーツ施設、大学・短期大学・高等専門学校、公共スポーツ施設、民間スポーツ施設ごとに集計すること。また、調査結果の概要をまとめ、図・表を用いながら、社会教育調査確報値公表後すみやかにスポーツ庁ホームページに公開（令和8年3月頃を想定）する資料（報道発表資料含む）を作成すること。
- ・確報値のデータを反映し、スポーツ庁が指示する資料の更新を行うこと。なお更新する資料は10～15枚を想定している。

- ・社会教育調査の二次利用データに関してはスポーツ庁より貸与する。
- ・なお、集計に当たっては、各統計共通で利用できる汎用的なツール群「汎用集計システム」の導入を検討すること。

### ③政府統計の総合窓口（e-Stat）掲載用データの作成

- ・政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載するための確報値をExcelファイルで取りまとめること。
- ・Excelファイルは、機械判読可能なデータ表記とすること。

統計表における機械判読可能なデータ作成に関する表記方法について（令和2年12月18日統計企画会議申合せ）

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000723697.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000723697.pdf)

### （3）体育・スポーツ施設現況調査報告書の作成

- ・調査結果をとりまとめ、A4版無線綴じで製本した報告書を20部作成すること。タイトルについては「我が国の体育スポーツ施設 一体育・スポーツ施設現況調査報告書一」とし、350ページ以上で取りまとめること。
- ・取りまとめに当たっては別紙1の項目を想定している。

### （4）調査結果を踏まえた分析・評価報告書の作成

- ・確報値の集計、概要の作成に際し、有識者へのヒアリング等を通じ、集計結果の分析及び評価を行うこと。
- ・上記を踏まえた分析・評価報告書を作成すること。

## 9 打合せの実施

受託者は、本事業の進捗報告や課題の共有、その他事業に係る検討を実施すること等を目的として、スポーツ庁と週1回を目安に打合せを実施すること。その際、以下のことに留意すること。

- （1）事業開始時、事業終了時の打合せは、必ず責任者（業務管理者）も同席すること。
- （2）打合せの開催に向け、日程調整、議事次第等必要な資料の作成、打合せ後の議事録の作成を行うこと。
- （3）円滑な運営を行うため、打合せ開催に必要な会場設営及びオンライン設備に関する準備を行うこと。
- （4）事業の実施に必要がある場合、スポーツ庁と協議のうえ、隨時打合せを実施すること。その際、当日の進行及び実施方法、運営体制等については関係者間で協議すること。

## 10 事業規模

事業規模は9,400千円（税込）を上限とする。

## 11. 応札者に求める要求要件

## (1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「(2)要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「\*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていないとも不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「令和7年度「体育・スポーツ施設に関する調査研究」技術審査委員会」において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「体育・スポーツ施設に関する調査研究」評価基準に基づくものとする。

## (2) 要求要件の詳細

### 1 事業内容に関する評価

#### 1-1 事業内容の妥当性、独創性

- \* 1-1-1 事業の目的及び趣旨との整合性がとれていること。
- \* 1-1-2 仕様書記載の事業内容について全て提案されていること。

〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていれば、その内容に応じて加点する。〕

#### 1-2 事業の実施方法の妥当性、独創性

- \* 1-2-1 事業の実施方法が妥当であること。〔その手法に事業成果を高めるための工夫があれば加点する。〕
- \* 1-2-2 事業の実施方法や手順が明確であること。

#### 1-3 作業計画の妥当性、効率性

- \* 1-3-1 各事業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔各事業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕

## 2 組織の経験・能力

### 2-1 組織の類似事業の経験

- 2-1-1 過去に「体育・スポーツ施設に関する調査研究」に関する類似の事業を実施した実績があればその内容に応じて加点する。

### 2-2 組織の事業実施能力

- \* 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。
- \* 2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。
- \* 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

### 2-3 事業実施に当たってのバックアップ体制

- 2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば加点する。

## 3 業務従事予定者の経験・能力

### 3-1 業務従事予定者の類似事業の経験

- 3-1-1 過去に「体育・スポーツ施設に関する調査研究」に関する類似の事業をした実績があればその内容に応じて加点する。

### 3-2 業務従事予定者の事業内容に関する専門知識・適格性

- \* 3-2-1 事業内容に関する知識・知見を有していること。
- 3-2-2 事業内容に関する人的ネットワークを有していれば加点する。

## 4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

### 4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

- 4-1-1 以下のいずれかの認定等があること。〔ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。〕
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）を受けていること。又は、一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を受けていること。又は、一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。
- スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」によるスポーツエールカンパニーの認定を受けていること。

※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

## 5 賃上げを実施する企業に関する指標

以下のいずれかを表明していること。（いずれかを応札者が選択するものとする）

5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※「「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月17日付財計第4803号）第5による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては6点減点する。

## 1 2. 再委託

委託事業の全部を再委託することはできないものとする。ただし、本事業の一部を再委託することが事業を実施する上で合理的と認められるものについては、事業の一部を再委託することができる。なお、再委託を受けた団体は、その事業の全部又は一部を第三者に委託すること（再々委託）はできない。

## 1 3. 検査

受注者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することもって検査とする。

## 1 4. 守秘義務

受注者は、本事業の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。

受注者は、本事業に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本事業以外に使用しないこと。

#### 15. 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

#### 16. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

・5-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。

・5-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票 合計表（375）」の「A 債給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあっては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1 の場合は「合計額」と、5-1-2 の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

また、受注者は、経年的に賃上げ表明を行う場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることとなるため、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにしなければならないことに留意すること。

#### 17. 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

#### 18. 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

## 19. 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、スポーツ庁と適宜協議を行うものとする。

令和7年度「体育・スポーツ施設に関する調査研究」報告書取りまとめ項目

※印箇所は今回調査報告書から追加した取りまとめ項目

## I 調査・集計作業の概要

- 1 体育・スポーツ施設現況調査要項（調査の概要、数値の集計方法と各施設の定義）
- 2 調査票の回収状況
- 3 社会教育調査結果の活用

## II 調査・集計結果の概要

- 1 体育・スポーツ施設の設置状況
- 2 施設の規模別にみた設置状況
- 3 夜間照明の設置状況
- 4 施設・設備の設置施設数
- 5 学校体育施設の開放状況（令和5年度の実績）
- 6 公共スポーツ施設における指定管理者制度の導入状況

## III 統計表

- A 調査種別・施設種別 設置箇所数  
B 調査種別・施設種別 設置コート面数

### 【都道府県別・市区町村人口規模別状況】

#### 調査種別 設置箇所数

- 1 陸上競技場
- 2 野球場・ソフトボール場
- 3 球技場
- 4 多目的運動広場
- 5 水泳プール（屋内）
- 6 水泳プール（屋外）
- 7 レジャープール
- 8 ダイビングプール
- 9 体育館
- 10 柔道場
- 11 剣道場
- 12 柔剣道場（武道場）
- 13 空手・合気道場
- 14 バレーボール場（屋外）
- 15 庭球場（屋外）

- 1 6 庭球場（屋内）  
1 7 バスケットボール場（屋外）  
1 8 すもう場（屋外）  
1 9 すもう場（屋内）  
2 0 卓球場  
2 1 弓道場  
2 2 アーチェリー場  
2 3 馬場  
2 4 アイススケート場（屋内）  
2 5 アイススケート場（屋外）  
2 6 ローラースポーツ場（屋外）※  
2 7 ローラースポーツ場（屋内）※  
2 8 山の家  
2 9 トレーニング場  
3 0 レスリング場  
3 1 ボクシング場  
3 2 ダンス場（ダンススタジオ）  
3 3 射撃場（ライフル・けん銃・クレー等）  
3 4 ゴルフ場  
3 5 ゴルフ練習場  
3 6 ボウリング場  
3 7 漕艇場  
3 8 ゲートボール・クロッケー場  
3 9 スカッシュ・ラケットボール場  
4 0 ヨット場（マリーナ）  
4 1 スキー・スノーボード場  
4 2 キャンプ場  
4 3 ハイキングコース  
4 4 サイクリングコース  
4 5 ランニングコース  
4 6 冒険遊具コース  
4 7 海の家・海水浴場等の施設  
4 8 スポーツクライミング場※  
4 9 スカイスポーツ施設  
5 0 体操競技場  
5 1 その他の施設  
5 2 該当する施設はあるが規模を満たしていない  
5 3 保有施設なし  
**調査種別 設置コート面数**  
5 4 バレーボール場（屋外）

- 5 5 庭球場（屋外）
- 5 6 庭球場（屋内）
- 5 7 バスケットボール場（屋外）

**施設規模別 設置箇所数**

- 5 8 陸上競技場
- 5 9 野球場・ソフトボール場
- 6 0 球技場
- 6 1 多目的運動広場
- 6 2 水泳プール（屋内）
- 6 3 水泳プール（屋外）
- 6 4 体育館
- 6 5 柔道場
- 6 6 剣道場
- 6 7 柔剣道場（武道場）
- 6 8 ゴルフ場

**学校段階別・施設規模別 設置箇所数**

- 6 9 陸上競技場
- 7 0 野球場・ソフトボール場
- 7 1 球技場
- 7 2 多目的運動広場
- 7 3 水泳プール（屋内）
- 7 4 水泳プール（屋外）
- 7 5 体育館
- 7 6 柔道場
- 7 7 剣道場
- 7 8 柔剣道場（武道場）

**施設種別 夜間照明設置状況**

- 7 9 陸上競技場
- 8 0 野球場・ソフトボール場
- 8 1 球技場
- 8 2 多目的運動広場
- 8 3 水泳プール（屋外）
- 8 4 バレーボール場（屋外）
- 8 5 庭球場（屋外）
- 8 6 バスケットボール場（屋外）
- 8 7 すもう場（屋外）
- 8 8 弓道場
- 8 9 トレーニング場

**施設種別 夜間照明設置状況**

- 9 0 施設・設備の設置箇所数

**施設種別 大学・高専体育施設 地域開放状況**

- 9 1 陸上競技場
- 9 2 野球場・ソフトボール場
- 9 3 球技場
- 9 4 多目的運動広場
- 9 5 水泳プール（屋内）
- 9 6 水泳プール（屋外）
- 9 7 体育館
- 9 8 柔道場
- 9 9 剣道場
- 1 0 0 柔剣道場（武道場）
- 1 0 1 バレーボール場（屋外）
- 1 0 2 庭球場（屋外）
- 1 0 3 バスケットボール場（屋外）
- 1 0 4 すもう場（屋外）
- 1 0 5 卓球場
- 1 0 6 弓道場
- 1 0 7 トレーニング場

**施設種別 公共スポーツ施設及び民間スポーツ施設の指導者配置状況**

- 1 0 8 陸上競技場
- 1 0 9 野球場・ソフトボール場
- 1 1 0 球技場
- 1 1 1 多目的運動広場
- 1 1 2 水泳プール（屋内）
- 1 1 3 水泳プール（屋外）
- 1 1 4 体育館
- 1 1 5 柔道場
- 1 1 6 剣道場
- 1 1 7 柔剣道場（武道場）
- 1 1 8 庭球場（屋外）
- 1 1 9 庭球場（屋内）
- 1 2 0 トレーニング場
- 1 2 1 キャンプ場

**公立学校体育施設 開放事業**

- 1 2 2 実施市区町村数
- 1 2 3 条例・規則等の整備状況
- 1 2 4 予算措置状況
- 1 2 5 予算措置状況
- 1 2 6 施設使用料
- 1 2 7 施設設置状況

128 開放運営組織が行う独自事業

129 運営上の主な課題

#### 公立学校体育施設

130 施設種別 施設保有状況

131 学校種別 開放状況：屋外運動場

132 学校種別 開放状況：体育館

133 学校種別 開放状況：水泳プール（屋内）

134 学校種別 開放状況：水泳プール（屋外）

135 学校種別 開放状況：屋外庭球場

136 学校種別 開放状況：武道場

#### 公立学校体育施設 開放の対象

137 小学校 屋外運動場

138 小学校 体育館

139 小学校 水泳プール（屋内）

140 小学校 水泳プール（屋外）

141 小学校 屋外庭球場

142 小学校 武道場

143 中学校 屋外運動場

144 中学校 体育館

145 中学校 水泳プール（屋内）

146 中学校 水泳プール（屋外）

147 中学校 屋外庭球場

148 中学校 武道場

149 高等学校等 屋外運動場

150 高等学校等 体育館

151 高等学校等 水泳プール（屋内）

152 高等学校等 水泳プール（屋外）

153 高等学校等 屋外庭球場

154 高等学校等 武道場

#### 公立学校育施設 開放の形態と頻度

155 小学校 屋外運動場

156 小学校 体育館

157 小学校 水泳プール（屋内）

158 小学校 水泳プール（屋外）

159 小学校 屋外庭球場

160 小学校 武道場

161 中学校 屋外運動場

162 中学校 体育館

163 中学校 水泳プール（屋内）

164 中学校 水泳プール（屋外）

- 1 6 5 中学校 屋外庭球場
- 1 6 6 中学校 武道場
- 1 6 7 高等学校等 屋外運動場
- 1 6 8 高等学校等 体育館
- 1 6 9 高等学校等 水泳プール（屋内）
- 1 7 0 高等学校等 水泳プール（屋外）
- 1 7 1 高等学校等 屋外庭球場
- 1 7 2 高等学校等 武道場

**公立学校体育施設 学校段階別 開放の時間帯**

- 1 7 3 平日 屋外運動場
- 1 7 4 平日 体育館
- 1 7 5 平日 水泳プール（屋内）
- 1 7 6 平日 水泳プール（屋外）
- 1 7 7 平日 屋外庭球場
- 1 7 8 平日 武道場
- 1 7 9 休日 屋外運動場
- 1 8 0 休日 体育館
- 1 8 1 休日 水泳プール（屋内）
- 1 8 2 休日 水泳プール（屋外）
- 1 8 3 休日 屋外庭球場
- 1 8 4 休日 武道場

**公立学校体育施設 開放時の業務運営形態**

- 1 8 5 小学校 屋外運動場
- 1 8 6 小学校 体育館
- 1 8 7 小学校 水泳プール（屋内）
- 1 8 8 小学校 水泳プール（屋外）
- 1 8 9 小学校 屋外庭球場
- 1 9 0 小学校 武道場
- 1 9 1 中学校 屋外運動場
- 1 9 2 中学校 体育館
- 1 9 3 中学校 水泳プール（屋内）
- 1 9 4 中学校 水泳プール（屋外）
- 1 9 5 中学校 屋外庭球場
- 1 9 6 中学校 武道場
- 1 9 7 高等学校等 屋外運動場
- 1 9 8 高等学校等 体育館
- 1 9 9 高等学校等 水泳プール（屋内）
- 2 0 0 高等学校等 水泳プール（屋外）
- 2 0 1 高等学校等 屋外庭球場
- 2 0 2 高等学校等 武道場

**公立学校体育施設 学校段階別 開放管理指導員の配置**

- 203 屋外運動場
- 204 体育館
- 205 水泳プール（屋内）
- 206 水泳プール（屋外）
- 207 屋外庭球場
- 208 武道場

**公立学校体育施設 開放管理指導員の謝金**

- 209 小学校 屋外運動場
- 210 小学校 体育館
- 211 小学校 水泳プール（屋内）
- 212 小学校 水泳プール（屋外）
- 213 小学校 屋外庭球場
- 214 小学校 武道場
- 215 中学校 屋外運動場
- 216 中学校 体育館
- 217 中学校 水泳プール（屋内）
- 218 中学校 水泳プール（屋外）
- 219 中学校 屋外庭球場
- 220 中学校 武道場
- 221 高等学校等 屋外運動場
- 222 高等学校等 体育館
- 223 高等学校等 水泳プール（屋内）
- 224 高等学校等 水泳プール（屋外）
- 225 高等学校等 屋外庭球場
- 226 高等学校等 武道場

**公立学校体育施設 学校段階別 開放のための措置**

- 227 屋外運動場
- 228 体育館
- 229 水泳プール（屋内）
- 230 水泳プール（屋外）
- 231 屋外庭球場
- 232 武道場

**施設種別 公共スポーツ施設**

- 233 指定管理者制度導入状況

**公立学校体育施設 学校段階別 開放施設の使用料**

- 234 屋外運動場
- 235 体育館
- 236 水泳プール（屋内）
- 237 水泳プール（屋外）

238 屋外庭球場

239 武道場

《参考資料》

1 施設種別の定義（施設の内容と規模基準）

2 体育・スポーツ施設現況調査の内容

3 集計表

（1）昭和44年調査

（2）昭和50年調査

（3）昭和55年調査

（4）昭和60年調査

（5）平成2年調査

（6）平成8年調査

（7）平成14年調査

（8）平成20年調査

（9）平成27年調査

（10）平成30年調査

（11）令和3年調査

（12）令和6年調査